

校

規

第二十二号

綾瀬尋常高等小学校

教 育 方 針

綱領
勅語並ニ詔書

ノ聖旨ヲ奉戴
シ小学校令ニ
基キ時代趨勢
ニ鑑ミ地方ノ
情況ヲ考察シ
常ニ之ニ適応
セシコトニ努
ム

教 授 方 針

- 一、児童ノ学習ヲ中心トシ各教科ノ本質ニ応シタル教師ノ補導ヲ重ンズ
- 二、学習ノ過程ヲ重視スルト共ニ其結果ヲ輕視セズ
- 三、学習ハ常ニ児童ノ実生活ニ基調シ其個性ヲ重ンズ
- 四、理智ニヨリ事物ノ理解ヲハカルト共ニ作業化ニヨリテ真ニ体得セシメンコトニ努ム
- 五、題材ノ研究ヲ徹底的ニシ確固タル自信ト信念トヲ以テ補導ノ任ニ当ルコトニ努ム

訓 練 方 針

- 一、教師ノ人格的修養ニ一層留意シ教育者タルノ品性ヲ重ンジ児童ノ模範タランコトニ努ム
- 二、学校生活ヲシテ児童ノ情意陶冶上最適当ナル状態ニアラシメンコトニ努ム
- 三、自立自営並ニ共存共栄ノ精神涵養ニ努ム
- 四、時代ノ趨勢ニ鑑ミ国体觀念並ニ敬神崇祖ノ念ヲ一層強クセンコトニ努ム
- 五、当地方ノ風習ヲ考量シ其美ヲ伸ハシ其弊ヲ矯メンコトニ努ム
- 六、体育衛生ニ留意シ身体ノ健康保持ト共ニ益々其伸張ニ努ム

養 護 方 針

- 一、正常姿勢ノ確立ヲ図リ体格ノ向上練磨ニ努ム
- 二、身体並ニ服装ノ清潔ニ努ム
- 三、身体検査ノ結果ニ留意ス
- 四、教室ノ採光、通風、保温ニ注意ス
- 五、衛生思想ノ涵養ニ努ム

校規目次

第一章	職員服務規程	1
第二章	当直規程	4
第三章	児童取扱規程	6
第四章	養護並ニ管理ニ関スル規程	7
第五章	朝礼規程	9
第六章	校務分掌規程	10
第七章	学級事務規程	20
第八章	帳簿取扱規程	23
第九章	成績考查規程	29
第十章	操行査定規程	29
第十一章	賞罰規程	30
第十二章	児童入退学ニ関スル規程	33
第十三章	職員会規程	34
第十四章	教科研究分担規程	35
第十五章	儀式規程	35
第十六章	身体検査規程	36
第十七章	体育運動会規程	37
第十八章	遠足規程	37
第十九章	学芸会規程	40
第二十章	使丁心得	40
学籍簿記入規程		42

綾瀬小学校規程

第一章 職員服務規程

第一条 本校職員ハ本校教育方針ニ基キ其ノ任ヲ完スルコトニ努ムヘシ

第二条 職員ハ教育ニ関スル諸法令並ニ本校校規ヲ遵守シ至誠、忠実、

協力一致校務ニ当ルヘシ

いやしく

第三条 職員ハ礼節ヲ重ンジ言語ヲ慎ミ苟モ怠惰ノ風ヲ示スヘカラス

第四条 職員ハ校長ヲ補佐シ校ノ改善社会ノ矯風ニ務ムヘシ

第五条 職員ハ始業二十分前ニ出勤シ出勤簿ニ捺印シ出勤票ノ黒字ヲ表ハシ退出ノ際ハ赤字ヲ表シ置クヘシ

但シ 早出当番ノ出勤ハ始業三十分前トス

第六条 職員ハ毎朝始業前自己ノ担任セル教室ヲ巡視スヘシ

第七条 職員ハ全校児童退散後所属事務ヲ整理シタル上退出スヘシ

但シ 特別ノ事情アル時ハ学校長ニ申出ヅベシ

第八条 職員病氣其他事故ノタメ遅刻早退又ハ欠勤セントスル時ハ規程^マ

ノ様式ニ依リ其ノ時ヲ誤ラサル様学校長ニ届出ツヘシ

他行願 忌服届等又同ジ

第九条 職員ノ住所ニ移動ヲ生シタル時ハ直チニ校長ニ届ケ出ヅベシ

第十条 本校規定以外ノ事項ヲ実施セントスル時ハ学校長ノ承認ヲ受ク

ベシ

第十一条 職員ハ出勤中猥リニ校外ニ出デ又ハ教授時間中訪問者ニ応接ス

ヘカラズ

但シ 止ムヲ得ザル場合ハ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第十二条 職員ヨリ職務上官庁又ハ其他ニ差出ス文書ハ学校長ヲ經由スヘ

シ

但シ 特別ノ規程アルモノハ此限りニアラズ

第十三条 職員新タニ就任シタル場合ハ規定ノ様式ニヨル履歴書三通ヲ三日以内ニ校長ノ下ニ提出スヘシ

第十四条 職員ハ本校当直規程ニ依リ当直ヲナスヘシ

第十五条 児童ヲ校外ニ引率シ又ハ休業日等ニ召集セントスル場合ニハ予メ校長ノ承認ヲ受クヘシ

第十六条 教授時間ヲ変更セントスル時ハ学校又ハ係ノ承認ヲ受クヘシ

第十七条 職員転任休職退職等ノ場合ハ受令三日以内ニ事務ノ引継ヲナスベシ

第十八条 公簿図書其他校具等使用シタル後ハ必ズ所定ノ場所ニ戻シ置クヘシ

第十九条 職員ハ綾瀬小学校児童部落自治会ノ指導ノ任ニ当ルヘシ

但シ其ノ指導区域ハ別ニ之ヲ定ム

附 服務ニ関シテハ特ニ文部省達第一九号小学校教員心得ニ注意
スベシ

第二章 当直規程

第一条 本校当直ヲ日直宿直ノ二勤務ニ分チ日直勤務ハ一名宿直勤務ハ

正副ノ二名トス

第二条 当直勤務ハ前当直ヨリ奉安殿鍵及当直章ヲ受ケ取リタル時ニ始
リ次ノ勤務者ニ之ヲ引継キタル時ニ了ハル

第三条 当直ハ当直章ヲ常ニ胸間ニ掲クヘシ

第四条 当直ハ奉安殿鍵ヲ常ニ所持シ奉安殿奉護ノ任ニ当ルヘシ

第五条 当直ハ事務室其他ノ戸締ニ注意スルノ外校内一般取締ノ任ニ当

ルヘシ

第六条 当直ハ特ニ火ノ用心ニ留意スヘシ

第七条 当直ハ其ノ受ケタル文書等ニ対シ慎重ニ扱ヒ適當ニ之レヲ所理^{ママ}スベシ

第八条 当直ハ不時ノ出来事ニ対シテモ其ノ所理^{ママ}ヲ誤ラザル様予メ十分ナル考慮ヲナシ置クヘシ

第九条 当直ハ規程ノ事項其他必要ト認ムル事ヲ当直簿ニ記入捺印シ次ノ当直者ニ引継グヘシ

第十条 当直ハ当直簿記入ノ外報告又ハ引継グ要アリト認メタル事項ハ其時ヲ誤ラサル様之ヲナスヘシ

第十一条 当直ハ当直日割表ニヨリ勤務スヘシ

第十二条 当直ノ出勤時限ハ別ニ之ヲ定ム

第十三条 当直勤務ハ校長ノ許可ナクシテ妄リニ變更スヘカラズ

第三章 児童取扱規程

第一条 児童ハ許可ナクシテハ校外ニ出デシメズ

第二条 鉛筆削用小刀類手工用刃物等ハ其ノ教室内ニ於テノミ使用ヲ許シ許可ナクシテ室外ニ持出サシムベカラズ

第三条 インキ並ニ万年筆ハ使用セシムベカラズ

第四条 相互間物品ノ貸借ハ之ヲナサシメザルヲ本体トス

第五条 相互間金銭ノ貸借ハ之レヲ禁ズ

但シ 受持教師ノ許可シタル場合ハ此ノ限りニアラズ

第六条 教科書其他ノ学用品ニハ出来得ル限り名前ヲ附セシムベシ

第七条 登校後毎朝或時間ノ間各自自習スルヲ本体トス

第八条 尋常三年以上ノ学年ニハ各級ニ会長一、副会長一ヲ置クベシ

第九条 会長副会長ノ選定ハ其學級兒童ノ互選トシ受持教師之レヲ定ム

但シ 其ノ任期ハ一學期間トス

第十条 各學級ニ兒童文庫ヲ置ク

之レニ關スル規程ハ別ニ設ク

第四章 養護並ニ管理ニ關スル規程

第一条 兒童養護並ニ管理ニハ職員全部ヲ以テ當ルモノトス

第二条 養護並ニ管理ヲ分チテ校内校外ノ二種トス

第三条 校内一般養護並ニ管理ニハ主トシテ早出當番當ルベシ

第四条 早出當番ハ月火水、若シクハ木金土ノ引続キ三日ニ亘リ左ノ勤

務ニ當ルベシ

1 善良ナル行為ノ奨励ニ努メ悪戯危険ナル行為又ハ野卑ナル言語動作ノ防止矯正ニ努ムルコト

2 内遊外遊ヲ定ムルコト

3 朝礼ノ指揮ヲナスコト

4 遺失品拾得物ノ取扱ヲナスコト

5 其他

第五 教室ノ採光通風ハ勿論採涼保温等ニモ十分留意スベシ

第六 児童ノ体格視力聴力等ニヨリ其ノ座席ヲ考慮スベシ

第七 教室ノ非常口ノ扉ノ鍵ハ児童ノ教室内ニ在ル中ハ必ズ外シ置ク

ベシ

第八 登校後ハ炎暑強キ場合等ノ外ハ帽子ヲ被シメザルヲ本校トス

第九 手拭ハ各携帯セシムルヲ本体トス

第十条 早出当番ハ毎日児童ノ管理訓練ニ関スル状況等ヲ養護日誌ニ記入捺印シ校長ニ差出スベシ

第十一條 校外養護ハ主トシテ部落担任（概ネ其受持区域内）之レニ当ルモノトス

第五章 朝礼

第一条 朝礼ヲ分チテ職員朝礼及全校朝礼ノ二トス

第二条 職員朝礼ハ毎朝始業ノ予鈴ヲ合図ニ職員室ニ於ケル各自ノ席ニ就クヲ以テ之ト為ス

第三条 全校朝礼ハ全職員児童左ノ順序ニヨリ之レヲ行フ

但シ 児童ハ始業ノ予鈴ヲ合図ニ所定ノ場所ニ就カシム

1 第二鈴ト共ニ職員其ノ位置ニ就ク

- 2 指揮者ハ全児童ノ整頓ヲ行ヒ校長其ノ位置ニ就キ一步右側ニ動
クヲ合図ニ児童ヲシテ一斉ニ敬礼セシメ職員之レニ答フ
- 3 職員児童奉安殿ニ向ヒ指揮者ノ合図ニヨリ一斉ニ最敬礼ヲ行フ
- 4 必要ニヨリ朝礼訓話或ハ注意等ヲナス
- 5 朝礼ノ際遅参シタル児童ハ其組ノ列後ニ就カシム

第六章 校務分掌規程

第一条 本校ノ事務分掌ハ学校長之ヲ定ム

第二条 校務ヲ分チテ 教務、庶務、統計、校具、図書、掛図、消耗品、衛生、貯金、学校園、教育会 其他分掌ナキ会計事務、購買部、風紀ノ十三部トス

第三条 各部ニ主任一名 部員若干名ヲ置ク

第四 条 教務係ハ左ノ事務ヲ司掌ス

- 1 教授、訓練、管理ノ統一研究ニ関スル件
- 2 教授細目ノ編成又ハ修正ニ関スル件
- 3 教授案ニ関スル件
- 4 時間割ニ関スル件
- 5 補欠教授ニ関スル件
- 6 児童入退学ニ関スル件
- 7 欠席児童督促ニ関スル件
- 8 予算調書ニ関スル件
- 9 児童成績物ニ関スル件
- 10 児童賞罰ニ関スル件
- 11 校外児童取締ニ関スル件

- 12 研究会ニ関スル件
 - 13 運動会ニ関スル件
 - 14 年・月行事ニ関スル件
 - 15 諸帳簿検閲ニ関スル件
 - 16 参観ニ関スル件
 - 17 父兄会ニ関スル件
 - 18 寄附物処理ニ関スル件
 - 19 左記帳簿保管ニ任ズルコト
- イ 学籍簿
- ロ 卒業児童名簿
- ハ 児童成績一覽表綴
- ニ 職員名簿並ニ履歴書綴

ホ 学校沿革誌

ヘ 学務委員会記事録

ト 鉄道運賃割引

第五 条 庶務係ハ左ノ事務ヲ司掌ス

- 1 県公報受付並整理ニ関スル件
- 2 公文書発送收受ニ関スル件
- 3 報告書類調製ニ関スル件
- 4 小学校一覧表・学事年報ニ関スル件
- 5 職員当直割当ニ関スル件
- 6 祝祭日等案内状ニ関スル件
- 7 日誌記入ニ関スル件

左ノ帳簿ノ整理並ニ保管ニ関スル件

イ 県公報綴

ロ 公文書発送簿、受付簿

ハ 日誌

ニ 諸願届書類綴

ホ 欠勤届書類綴

ヘ 巡視簿

ト 職員会記事録

チ 小学校一覧表綴

リ 学事年報綴

第六条 統計係ハ左ノ事務ヲ司掌ス

1 児童月末統計ニ関スル件

2 出席簿整理ニ関スル件

3 職員月末統計ニ関スル件

4 出勤簿整理ニ関スル件

5 左記帳簿ノ整理保管ニ任ズベシ

イ 児童月末統計表綴

ロ 出席簿綴

第七条 校具係ハ左ノ事務ヲ司掌ス

1 校具ノ整理保管ニ関スル件

2 校具台帳ノ整理保管ニ関スル件

3 校具ノ請求ニ関スル件

4 校具係ハ更ニ左ノ八種ニ分担スベシ

一 一般校具（机・腰掛・其他係ナキ諸具）

二 算術ニ関スルモノ
三 理科ニ関スルモノ
四 図画ニ関スルモノ
五 唱歌ニ関スルモノ
六 手工ニ関スルモノ
七 農業ニ関スルモノ
八 裁縫家事ニ関スルモノ

第八條 図書係ハ左ノ事務ヲ司掌ス

- 1 図書ノ整理保管ニ関スル件
- 2 所要図書ノ調査並ニ請求ニ関スル件
- 3 貸与ニ関スル件
- 4 図書台帳並ニ貸与簿ノ整理保管ニ関スル件

第九條 掛図係ハ左ノ事務ヲ司掌ス

1 掛図ノ整理保管ニ関スル件

2 所要掛図ノ調査並ニ請求ニ関スル件

3 掛図一覽簿ノ整理ニ関スル件

第十條 消耗品係ハ左ノ事務ヲ司掌ス

1 消耗品ニ関スル帳簿ノ整理ノ件

2 消耗品ニ関スル請求ノ件

3 消耗品分配ニ関スル件

第十一條 衛生係ハ左ノ事務ヲ司掌ス

1 校舎内外ノ清潔整頓ニ関スル件

2 身体検査ニ関スル件

3 虎眼及種痘ニ関スル件

4 応急手当ニ関スル件

5 伝染病予防消毒等ニ関スル件

6 衛生用器具薬品ノ整理保管ニ関スル件

7 衛生用器具薬品ノ調査請求ニ関スル件

8 左記帳簿ノ整理保管ニ関スル件

イ 身体検査統計表綴

ロ 虎眼患者名簿

ハ 衛生記録簿

第十二条 貯金係ハ貯金台帳ヲ備ヘ置キ児童ノ郵便貯金ニ関スル事務ヲ司

掌スベシ

第十三条 学校園係ハ学校園ノ整美統一ニ関スル計画ノ任ニ当ルベシ

第十四条 教育会（其他分掌ナキ会計事務）会計係ハ収支ニ関スル帳簿ヲ

備へ左ノ事務ニ当ルベシ

1 収支ニ関スル件

2 現金並ニ領収書ノ保管ニ関スル件

3 帳簿ノ整理ニ関スル件

第十五条 購買部係ハ左ノ事務ヲ司掌ス

1 児童学用品ノ共同購入並ニ分配ニ関スル件

2 購入品ノ整理並ニ注文ニ関スル件

3 分配価ノ定価ニ関スル件

4 帳簿記帳ニ関スル件

5 現金保管ニ関スル件

6 現品並ニ収支ニ関スル調査ノ件

7 左ノ帳簿ノ整理保管ニ任ズベシ

イ 仕入並ニ支払簿

ロ 販売簿

ハ 金銀^{ママ}出納簿

第十六条 風紀係ハ本校一切ノ風紀維持並ビニ改善ニ関スル常ニ格段ナル注意ヲ払フモノトス

第十七条 分掌事務ニシテ他ノ係ト関係アルモノハ相互協議ノ上処理スベシ

第十八条 各係事務ニシテ重大ナルモノハ校長ノ決裁ヲ得テ行フモノトス

第七章 学級事務規程

第一条 学級担任教師ハ別ニ定ムル要項ニヨリ学籍簿、訓練簿ヲ学年ノ始メニ調製又ハ整理シ置クヘシ

第二条 学級担任教師ハ左ノ事務ニ従フベシ

- 1 児童出席簿ヲ調製スベシ
- 2 教授時間割ヲ調製スベシ
- 3 教案ヲ作製スベシ
- 4 每学期成績考查ヲナシ所定ノ帳簿ニ記入スベシ
- 5 月末ニ出欠席ノ統計ヲナスベシ
- 6 每学期末成績表並ニ各科成績平均点表ヲ作り校長ノ検閲ヲ受クベシ

7 受持教室ノ器具ノ保管並ニ整理ヲナスベシ

8 必要ニ応シ家庭訪問ヲナスベシ

9 其他

第三条 通信簿ハ学年ノ始メニ於テ調製シ毎月ノ出欠並ニ学業成績身体

検査ノ結果等ヲ記入シ其都度家庭ニ通知スベシ

第四条 通信簿ノ学業成績表欄及ビ出欠席表欄ハ漢字ヲ以テ記入スベシ

第五条 左記事項ヲ調査又ハ調製ノ上報告スベシ

1 尋常一学年担任者ハ四月五日現在ヲ以テ就学児童氏名表

2 四月十日現在ノ 男女別在籍児童数

3 三月十日現在ニヨリ前年四月一日ヨリ三月一日マデノ間

一日モ出席セザリシ児童氏名

死亡シタル児童氏名

転出シタル児童氏名

転入シタル児童氏名

第八章 帳簿取扱規程

第一条 帳簿ノ扱ハ規定ニ処ルハ勿論其記入方ハ正シク且明瞭ニスベシ

学籍簿

- 1 年度別ニ分チ更ニ之レヲ男女別ニ分ツ
- 2 帳簿ノ最初ニ規程ノ児童氏名一覽表ヲ附スベシ
- 3 綴合セ順序ハ深谷、本蓼川、蓼川、寺尾、小園、早川、吉岡、上土棚ノ順ニ且ツ各番地順ニスベシ
- 4 卒業及半途退学ノ分ハ学年末及ビ其ノ都度整理シテ其ノ係ニ提出スベシ
- 5 記入ハ総テ黒書スベシ
- 6 児童氏名ハ其ノ欄ノ中央ニ戸籍簿通りノ字体ヲ以テ記入シ其ノ右肩ニ戸主（姓ヲ省ク）名及ビ其ノ続柄ヲ明記スベシ

7 数ヲ表ハス個所ノ文字ハ（数字ニヨラズ）総テ漢字ニテ記入スベシ

8 住所ハ綾瀬村何々（部落名）何番地ト記入スベシ

9 入学前ノ経歴ハ無キ場合モ（ナシ）又ハ（無）ト記入スベシ

10 卒業ノ外ハ退学ノ事由ヲ必ズ記入スベシ欄内ニ書キキレザル時ハ備考欄ニ適當ニ記入スベシ

11 卒業及修了年月日ハ証書ノ日附ノ如何ニ拘ラズ三月二十六日トスベシ

但シ 当日公休日ニ当ル場合ハ廿五日トス

12 保護者ノ住所児童ノ住所ト同シキ時ハ同上トシテ差支ナシ

13 職業ハ農業ヲ除クノ外ハ成ルベク具体的ニ記入スベシ

14 児童トノ関係ハ父又ハ母又ハ後見人トス

- 15 後見人ノ場合ハ其ノ下ニ括弧シテ続柄ヲ記入スベシ
- 16 保護者ガ村外ニ居住スル場合ハ郡、府、県名ヲモ記入スベシ
- 17 保護者ガ村外ニ居住スル場合ハ必ず代弁人ヲ要ス
- 18 代弁人ノ住所氏名ハ備考欄ニ明記スベシ
- 19 住所其ノ他変更アリタル場合ハ其ノ記入例ニ従ヒテ速カニ訂正スベシ
- 20 同一学年ニ二ヶ年以上在籍スル児童ノ記入事項ハ付箋シテ記入スベシ
- 21 記入事項必定的ニ無キ欄ノ外ハ必ず記入スベシ
- 22 必定的ニナキ欄トハ尋常科第一学年学業成績欄ノ日本歴史地理等又身体ノ状況欄ノ視力及屈折状態等ヲイフ
- 相当年次ニ修了出来ザリシ者又身体検査ヲ受ケザリシ者ハ其ノ

理由ヲ備考欄ニ記入スベシ

2 3 種痘ハ事実ニ就キテ記入スベシ

訓練誌

1 学級別ニ調製スベシ

2 其ノ最初ニ規程ノ児童氏名一覽表ヲ附スベシ

3 綴合順序ハ学籍簿ノ順序ニヨルベシ

4 記入ハ総テ黒書トス

5 数ヲ表ハス個所ノ文字ハ総テ漢字ニテスベシ

但シ 席次ハ数字ニテ記入スベシ

6 成績席次ノ表示ハ在籍児童数ヲ分母トシ其ノ児童ノ席次ヲ分子トシタル分数形式ニテ表ハスベシ

7 同一学年ニ二ヶ年以上在籍スル児童ノ記入事項ハ符箋ニテ記入

スベシ

8 訓練事項ハ成ルベク具体的ニ且詳細ニ記入スベシ

出席簿

1 氏名ノ記入順ハ訓練簿ノ順ニ処ルベシ

2 文字ハ訓練簿ニ依リ正確ナルベシ

3 記入ノ符号左ノ如シ

出席ハ其ノ儘まま無印ノコト

病欠 ○

事故欠 ○

忌引 忌

遅刻 ○

早退 ×

遅刻早退

○

4 半途ニ入退学セシモノアリシ時ハ入学ノ日（入）退学ノ日（退）ノ字ヲ記入シ不要ノ欄ハ縦貫ノ直線ヲ以テ抹消スベシ

5 授業日ノ外ハ朱線ヲ引クベシ

6 事由不明ニシテ欠席七日以上ニ亘ル時ハ家庭ニツキ其ノ理由ヲ正スベシ

7 臨時ノ休業ハ其ノ旨ヲ欄外ニ記入シ置クベシ

8 出席簿 学年、月、受持氏名ハ毎頁該当欄毎ニ記入スベシ

第二条 公簿ハ必ず定メラレタル場所ニ置クベシ

第三条 公簿殊ニ訓練誌等ノ如キ児童ノ成績、性行等ヲ記載セルモノハ

県監督関係官ノ外希望アルモ閲覧セシムベカラズ

但シ 校長ニ於テ許可シタル場合ハ此ノ限りニアラズ

第九章 成績考查規程

第一条 成績考查ハ極メテ冷静ニ且ツ慎重ナル態度ニヨリ之ヲ行フベシ

第二条 毎学期二回以上行フベシ

第三条 考查ノ結果ハ其ノ都度規定ノ帳簿ニ記入シ置クベシ

第四条 學業成績ハ点数ヲ以テ之ヲ表ハシ一科目一〇点ヲ以テ満点トシ

四点以上ヲ得タル者ヲ以テ相当標準トス

第十章 操行査定規程

第一条 操行査定ハ極メテ冷静ニ嚴肅ニ且ツ精細ニ觀察シ之ヲ行フベシ

第二条 査定ハ左ノ機会ニ於テ行フベシ

1 學習ノ場合

2 作業ノ場合

3 休憩時間ノ場合

4 其ノ他ノ場合

第三条 操行査定ハ点数ヲ以テ之ヲ表ハシ一〇点ヲ以テ満点トシ四点以上ヲ得タルモノヲ以テ相当ノ標準トス

但シ 通信簿ニハ左記ノ標語ニテ之ヲ記入スベシ

甲（一〇、九、八）

乙（六、七）

丙（五、四）

丁（三点以下）

第十一章 賞罰規程

第一条 本校児童ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノアル時ハ賞状又ハ

賞品ヲ授与ス

1 学業操行共ニ優良ナルモノ

2 特ニ善良ナル行為アルタル者

3 学業成績特ニ進歩ノ顯著ナルモノ

4 一ケ年間皆勤又ハ精勤ナリシモノ

5 六ケ年間皆勤又ハ精勤ナリシモノ

6 八ケ年間皆勤又ハ精勤ナリシモノ

第二 条 一ケ年乃至八ケ年間ノ皆精勤者トハ左記ノ者ヲイフ

1 一ケ年間皆勤者トハ一ケ年間無欠席ノモノ

一ケ年間精勤者トハ一ケ年中一日欠席シタルモノ

2 六ケ年間皆勤者トハ六ケ年間毎年皆勤シタル者

六ケ年間精勤者トハ六ケ年中毎年精勤シタル者又ハ欠席合計三

日以内ナリシ者

3 八ヶ年間皆勤者トハ八ヶ年間皆勤シタル者

八ヶ年間精勤者トハ八ヶ年間で毎年精勤シタル者又ハ欠席合計四日以内ナリシ者

第三条 担任職員ハ前条ニ該当スベキ児童アル時ハ学年末ニ於テ其係ニ申出ヅベシ

第四条 児童ニ教育上ニ対シ不都合ノ行為アリタル時ハ其ノ軽重ニヨリ訓戒、注意等ヲナスベシ

第五条 自己ノ担任ニアラザル児童ヲ賞罰セントスル時ハ其旨ヲ事前事後ニ於テ担任者ニ告ゲ又ハ協議シ教育ノ目的達成ヲ計ルベシ

第十二章 児童入退学ニ関スル規程

第一条 尋一二新ニ就学スベキ児童ハ学齡簿ニヨリ予メ児童名簿ヲ作り

置キ就学ノ際左記ヲ記入スベシ

1 就学者

2 心性上ノ特異点身体上ノ異状点

第二条 半途入退学児童アリタル時ハ左ノ取扱ヲナスベシ

1 校長ニ届出ヅベシ

2 入学児童アリタル時ハ前学校長ノ証明書、児童ノ成績、学籍簿ノ記入ニ要スル関係事項ノ照会ヲナスベシ

3 身体検査票ノ請求

第三条 入学児童ノ学籍簿、訓練誌、其他必要ナルモノハ直チニ作製ス

ベシ

第四条 退学セル児童ノ学籍簿、訓練誌ハ直チニ所定事項ヲ記入ノ上係
ノ下ニ提出スベシ

第十三章 職員会規程

第一条 本会ヲ分チテ木曜職員会及ビ学年打合会ノ二トス

第二条 木曜職員会ハ毎週木曜日之ヲ開キ教授 訓練 養護等ニ関スル件
ニツキ協議スルモノトス

但シ 必要ニヨリ臨時ニ開クコトアルベシ

第三条 校長ハ木曜職員会議ノ議長トナリテ議事ヲ整理ス、校長支障ア
ル時ハ上席訓導之ニ代ルモノトス

第四条 職員会ニ建議セントスルモノハ予メ（意見提出簿ニ）其旨ヲ認
メ置クベシ

第五 学年打合会ハ同一学年職員相互ニ教材ノ進度教授事項及学習訓練等ニ関シ研究打合セヲナスモノトス

第十四章 教科研究分担規程

第一 各教科ニ研究主任一名部員若干名ヲオキ之ガ研究ヲナスモノトス

第二 研究ノ結果ハ之ヲ記録ニナスベシ

第十五章 儀式規程

第一 本校ニ於テ举行スベキ儀式左ノ如シ

- 1 祝日拝賀式（一月一日 紀元節 天長節 明治節）
- 2 入学式

3 始業式及終業式

4 卒業証書 修業証書授与式

5 職員ノ新任式 告別式

6 其他

第二条 儀式次第ハ別ニ之ヲ定ム

第十六章 身体検査規程

第一条 身体検査ハ法令ノ定ムル所ニヨリ毎年四月之ヲ行フ

第二条 身体検査ヲ行ハントスル時ハ予メ児童二期日ヲ知ラセ置クベシ

第三条 身体検査ノ当日欠席等ノタメ受ケザリシ児童ハ其氏名及ビ理由

ヲ且ツ係ニ報告シ且近日ニ於テ之ヲ行フコトニ努ムベシ

第十七章 体育運動会規程

- 第一条 体育運動会ハ必要ニヨリ隨時之ヲ行フ
- 第二条 年一回秋季ニ於テ体育大運動会ヲ行フ
- 第三条 体育大運動会ノ役員ハ校長之ヲ定ム
- 第四条 体育運動会ニ關スル記録ヲ存スベシ
- 第五条 体育運動会後批評研究会ヲ開キ参考ニ資ス

第十八章 遠足規程

- 第一条 毎年一回春季（四、五月）ニ於テ児童ノ遠足ヲ行フ
- 第二条 行先方面ハ左ノ通り

尋一、二、三学年児童ハ次ノ一ツヲ選ビ行フベシ

海老名村 大谷方面

同 河原口方面

同 国分方面

尋四学年 江之島方面

尋五学年 大山方面

尋六学年 鎌倉方面

高一学年 横浜方面

高二学年 横須賀方面

第三条 尋常六学年及高等二学年児童ノタメニハ翌年三月頃ニ於テ卒業

生旅行ヲ行フ

第四条 旅行先ハ左ノ如シ

尋卒学年児童 東京市方面

高卒学年児童 武州浅川高尾方面

第五 条 遠足ノ時季^{ママ}行先等ニツキテハ職員会ノ決議ニヨリ臨時ニ變更ス
ルコトアルベシ

第六 条 引率職員ハ兒童ノ保護監督ニツキ左ノ事項ニ留意スベシ

- 1 危険ノ場所ニ近寄ラシメザルコト
- 2 汽車電車等ノ乗降ニハ殊ニ留意スルコト
- 3 飲食物ニ注意スルコト
- 4 人員点検ハ厳密ニナスコト
- 5 規律風紀等ニ留意スルコト
- 6 見学事項ハ必ズ計画的ナルベキコト
- 7 出発後ハ特別ノ場合ノ外予定ヲ變更セザルコト

第十九章 学芸会規程

第一条 本会ヲ分チテ学芸会大会ト学級学芸会ト二分ツ

第二条 学芸大会ハ全学級児童ヲ以テ之ヲ行フ

第三条 学級学芸会ハ一学級若クハ数学級ニテ之ヲ行フ

第四条 学芸大会ニ関スル役員ハ校長之ヲ定ム

第五条 学芸大会ハ第三学期ニ於テ之ヲ行ヒ学級学芸会ハ其ノ都度之ヲ

定ム

第六条 学芸会後批評研究会ヲ開キ参考ニ資ス

第七条 学芸会ニ関スル記録ヲ存スベシ

第二十章 使丁心得

第一条 使丁ハ良ク職員ノ命ヲ守リ忠実其務ニ従フベシ

第二条 毎日為スベキ事凡ソ左ノ如シ

1 始業終業等合図ノ振鈴

2 湯沸及ビ其ノ配給ニ関スル件

3 事務室其他掃除ノ件

4 各昇降口戸締ノ件

5 其他

第三条 来賓訪問者等ニ対シ親切丁寧ナルベシ

第四条 毎夜宿直スベシ

第五条 火元取締ニツキテハ特ニ深ク注意スベシ

学籍簿記入規程

- 一、氏名欄ニハ続柄ヲ書カズ 氏名ノミ正確ニ記載スベシ
- 一、生年月日ハ一二三十ノ文字ヲ用フベシ
- 一、住所ハ町村名ヨリ記入スベシ
- 一、入学年月日ハ尋一入学ノ年月日ヲ記載スベシ、他ヨリ転校セル児童ハ本校入学ノ年月日ニアラズ尋一入学ノ年月日ヲ從ツテ高等科ニ途中他ヨリ転校セルモノモ高一最初ノ入学年月日ヲ記載ノコト
- 一、入学前ノ経歴ハ小学校以前ノ経歴ヲ記載スベシ 例ヘバ何々幼稚園
託児所等 無キ時ハ片仮名ニテ ナシ ト記入ノコト
- 一、退学ノ理由ハ転校・就学猶予・免除・何々学校ヘ転校等
- 一、保護者住所ハ町村名ヨリ記載ノコト、同上ハ不可、但シ保護者ノ本村ニ居住セザル場合県内ハ郡ヨリ県外ハ府県ヨリ記入スベシ

一、職業ハ成ルベク精シク現スベシ

農（自作） 商（呉服商） 公吏（何々役場吏員）等

一、児童トノ関係ハ父（長男）母（二女）後見人兄（次弟）ノ如ク記載スベシ

一、学業成績ハ十点法ニヨリ漢字ニテ記入シ操行ハ優良可ノ區別ニヨリ記入スベシ 本校ニ於ケル優良可ノ標準左ノ如シ

優（^七五分以内） 良（^三二割五分） 可（七割）

一、学業成績概評ニ就テハ其ノ著シキ傾向又ハ其ノ事由ト目サル、モノヲ示シ、学業成績ノ変化ノ情況ヲ具体的ニ觀察シタル結果ヲ記入スベシ

例 1 特ニ算術科ニ長ズ（尋ニ）

2 技能科が得意ニシテ殊ニ唱歌ハ級中第一ナリ（尋四）

3 第三学年迄ハ国語ニ比シ算術ハ不得意ナリシモ第五学年ニ至ツテ算術大イニ興味ヲ感ジ成績優秀ナリ

4 学業成績前校ヨリ悪シ（転校シ来レル場合）

一、在学中ノ出席及欠席日数ハ漢字ニテ記入シ空欄ハ□ヲ記スベシ

一、在学中ノ出席及欠席欄ノ概評ハ其ノ著シキ傾向又ハ其ノ事由ト目サル、モノヲ示シテ単ニ出席及欠席ノ日数ノミデナク 児童ノ健康又ハ勤惰等ノ事情ニ関連シテ具体的ニ其ノ事情ヲ明カニスベシ

例 1 第一学年頃ハ病氣勝ナリシモ第四学年ニ至リテハ健康ナリ、

第五学年ニ於テ欠席多キハ何々ニヨリ負傷シタルニヨル

2 父ノ行商ニ随ツテ一ヶ月続イテ欠席セリ

3 家事ノ手伝ト称シテ出席常ナラズ（尋三ノ学年ヲ記ス）

一、性行概評ニツキテハ兒童ノ全体ヲヨク觀察シ性格・才幹・惡癖・障害及異常・趣味及嗜好・言語・動作及容姿等考察シタル結果ヲ極メテ具体的ニ記入スベシ

例イ 性格

- 1 平素落着ナクムラ氣デ輕率ナルモ自分ノ好ム仕事ニハ熱中ス
- 2 平素沈黙勝ニテ交友モ少シ、頗ル負ケ嫌ヒニシテ自己ヲ主張スル念強シ

- 3 一年生ノ時ハ學業モ不成績デ落付ヲ欠キタルモ二年生ヨリ次第ニ熱心ニシテ努力向上セリ、今ハ成績良好ナリ（三年ノ例）

ロ 才幹

- 1 級長トシテ特ニ學級ノ意見ヲ統括指導スル才幹アリ

2 凡テノ事柄ニ觀察力鋭敏ニシテ種々ノ質問ヲナシ、時トシテ教師ヲ驚カスコトアリ

3 根氣力大ニシテ学友ノ喧噪スル場合ニテモヨク自分ノ仕事ニ熱中ス

ハ 惡癖

1 他人ノ物品ト自己ノ物品ト區別ナク、無断ニ之ヲ使用スル癖アリ、しばしば屢注意ヲ与ヘタレドモ改ムル色ナシ

2 放課後直チニ自宅ニ歸ラズ廻リ途シテ盛り場ヲ放浪ス

3 特ニ女兒ヲ仲間トシテ遊ビ、又女兒ノ真似ヲナシ、言葉遣モ女兒ノ如シ

ニ 障害及異常

1 未知ノ人ノ前デハ赤面シテ興奮シナカナカ物ヲ言ハナイガ

慣レタ人ノ前デハ冗舌ナリ

2 新シク知ツタ人ノ前ニ出ルト却ツテ質問ヲシタリヨク話シ出ス

3 外来者ノアル場合ニハ平素ノ実力ガ出ズ、著シク変調トナル

4 沈黙勝ニテ一人遊ビシテ友達ト余リ遊バズ

ホ趣味及嗜好

1 読書ヲ好ミ、最近ニハ冒險物ヨリ次第ニ科学的ノ読物ヲ好

ム（五年ノ例）

2 勝氣ナル性質ニテ勝負事ニ熱中シ特ニ将棋ニ秀ツ

ヘ言語・動作及容姿

1 自分ノ氣ニ入ラヌ事柄ニ対シテハ侮蔑ノ態度ヲ極端ニ示ス

2 言語ハ子供ラシク活発且ツ明瞭ニシテ、学芸会等ニ於テモ

堂々ト話ス

3 容姿威厳アリ、コノ児童ノ級長ノ時ハ最モヨク学級統制ノ成績アガレリ

一、性行概評ハ以上各項ニ互ツテ例ヲ挙げキルガ固ヨリ各項目総テニ就テ記入スル必要ナシ、児童ノ性行上最モ著シイ事項ヲ中心ニシテ記入シ、記入事項ナキ時ハ空欄トスベシ

一、身体ノ状況及其ノ所見ニ就テハ身体検査票ニ記入セラレテキル各事項ト之ニ平素ノ觀察ヲ加へ、心身ノ状況・学業成績等ヨリ考察シテ具體的ニ記入スベシ

例 1 父ハ体育ニ熱心ニシテ注意行キトゞキ一年生ノ時虚弱児童ナリシモ、今ハ殆ド健康児トナレリ（四年生ノ例）

2 農村ヨリ転住シ、都市生活ニ慣レズ健康状態著シク害セリ

3 母ガ入学準備ニ熱中シ、六年生ニナリテ著シク顔色蒼白トナ

レリ

4 家庭ニ余リ引込勝ナリ、放課後ハ家事ノ手伝ヲナサシメ、戸外運動ヲナサシムルヲ可トス

一、家庭環境欄ハ家庭ノ状況、家庭ノ性行、環境一般ニ付特記スベキ事アル時ハ之ヲ挙ゲ第一学年ノ終ニ於テ之ガ記入ヲナス而シテ其ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタル時ニハ其ノ都度記入事項ヲ補フ様ニセネバナラヌ

例イ 家庭ノ状況

1 二年生ノ終リニ実母死亡シ、間モナク継母来リタルモ其ノ性質穩カニシテ却ツテ活発トナリタリ

2 収入ノ割合ニ派手ナ生活振ナリ

3 家風嚴格ニ過ギ却ツテ不正直ナルコトヲ言ハシメ易シ

- 4 兄弟多く、学校ノコトハ殆ド祖母ノ手一ツニテ世話シ居レリ
- 5 支邦事変ニ長兄応召中ナリ

ロ 家庭ノ性行

- 1 父ハ酒豪ナリ
- 2 兄ハ青年団長ニシテ公益ノタメ力ヲ尽シ模範青年ナリ
- 3 祖父ハ維新ノ熱血ノ士某ノ血ヲウケ、武士道の訓練ヲ今モ

尊重ス

ハ 環境一般

- 1 女ノ兄弟多キ為 男デモ何トナク女ラシイ
- 2 女中ノ影響ニヨリ近頃粗暴ナル振舞ヲナス
- 3 工場街ニテ始終ソノ影響ヲ受ケ居レリ
- 4 附近ニ□□アリ

一、志望及其ノ所見ハ五、六年 高一、二年ニ於テ兒童卒業後ノ進學及ビ
選職ノ志望ヲ聴取シ記入スベシ、尚必要ニ応ジテ父兄 保護者等ノ希
望ヲ附記スル事モセネバナラヌ

例 1 父ハ商業学校ニ入学セシムルコトヲ熱望スルモ、本人ハ之ヲ
好マズ研究肌ノ性格ナリ

2 書家タラントスル志望アリ、之ヲ適當ニ指導スレバ相当見込
アリ

3 商人ニナル志望ヲ有ス

4 商人ト決定（六年ノ例）

一、備考欄ニ記入スル事項左ノ如シ

一、保護者本村内ニ居住セザル時ハ代弁人ノ氏名ヲ記入ス

一、他校ヨリ転校セシ兒童ニツキテハ何年何月何日マデ何々学校第何

学年ニ在学ト記入スルト共ニ何年何月何日本校ニ入学ト記入ス
ベシ